

1. 賦課の根拠

この税金は、地方税法第24条及び第294条並びに大阪府条例第18条及び茨木市条例第14条の規定により、賦課期日(1月1日)現在茨木市に住所を有する人や、茨木市内に事務所、事業所又は家庭を有する個人で市内に住所を有しない人に対して課税されます。特別徴収されていた方で、中途退職等のため特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額は普通徴収の方法により徴収することになります。

2. 審査請求

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。この納税通知書の税額の決定の取消しを求めるとは、前述の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告(茨木市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、処分取消しの訴えは前述の審査請求に対する裁決を待たなければ提起することができません。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を延滞することにつき正当な理由があるときは、裁決を延滞しても処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. 納税義務の継承

市民税、府民税の納税義務者が死亡した場合には、その相続人が納税の義務を承継します。

4. 減免・納税相談について

災害等その他特別な事情により、税金の全額納付が著しく困難であると認められる人については、減免の適用を受けられる場合があります。また、特別な事情により納期限までに納税することが困難な場合は、納税相談を受け付けています。ご相談ください。

5. 納期限までに納付されなかった場合

納期限までに税金を完納されないため督促状を差した場合は、督促手数料として50円を徴収します。

(1)延滞金について

延滞金の額は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日に数に応じて以下の表の割合をそれぞれ累乗して計算した金額です。

Table with 3 columns: 内容 (Content), 本則 (Standard Rate), 特例 (Special Rate). Rows include 納期限の翌日から1月を経過した日以後 (14.6% standard, 17.3% special) and 納期限の翌日から1月を経過する日まで (7.3% standard, 11% special).

※特例は本則の割合に満たない場合に適用します。※特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合(各年の前々年の10月から前年の9月までの国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の平均)に、年1%を加算した割合です。

6. 市民税・府民税が非課税になる場合

(1)均等割及び所得割が非課税になる場合
①生活保護法の規定による生活扶助を受けている
②障害者、未成年、高齢(75歳)で、前年中の合計所得金額が125万円以下
③前年中の合計所得金額が(35万円×家族数+21万円)以下

(2)所得割が非課税になる場合
前年中の総所得金額等が(35万円×家族数+32万円)以下
※合計所得金額とは、損失の繰越控除を控除する前の各所得金額の合計額です。
※総所得金額とは、損失の繰越控除を控除した後の各所得金額の合計額です。
※家族とは、本人と控除対象配偶者(同一生計配偶者を含む。)及び扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む。)の数を指します。
※家族数が本人1人のみの場合は、21万円、32万円の加算はありません。

7. 市・府民税の納税方法について

(1)普通徴収
納付方法は口座振替によって直接納税していただく方法です。※給与所得からの特別徴収への変更をご希望される場合は納期限が到来する前に給与支払者を通じて市民税課までご連絡ください。

(2)年金所得に係る特別徴収
公的年金等の支給ごとに年金支払額から天引きして徴収する方法です。

対象となる人 次の①～⑤の要件をすべて満たす人
①当該年度の4月1日時点で年齢65歳以上
②当該年度の公的年金に係る市・府民税が課税されている
③賦課期日1月1日以後、継続して茨木市内に居住している
④若齢基礎年金等の年額が18万円以上
⑤茨木市の介護保険料が公的年金から天引きされている

対象年金(市・府民税が天引きされる年金)
介護保険料が特別徴収されている年金(障害年金、遺族年金は対象外)
対象税額(年金から天引きする税額)
原則、公的年金等の所得に係る所得割額と均等割額

徴収の方法
特別徴収の開始・再開となる初年度と2年度以降で徴収方法が異なります。

Table for special collection methods. Columns: 方法 (Method), 特別徴収(年金から天引き) (Special Collection from Pension). Rows include 普通徴収(個人納付) (Standard Collection) and 引続き特別徴収の場合 (Continued Special Collection).

Table for special collection methods. Columns: 方法 (Method), 特別徴収(年金から天引き) (Special Collection from Pension). Rows include 年金の支給月 (Pension Payment Month) and 徴収 (Collection).

(3)給与所得に係る特別徴収
毎月の給与から天引きして徴収する方法です。(6月から翌年5月までの月割)

8. 税額(所得割)の計算方法

(1)所得金額の算出[収入-必要経費等-所得金額]
それぞれの所得について、所得金額を算出します。給与所得、公的年金等に係る雑所得については、下表のとおり計算します。

(2)課税標準額の算出[所得-所得控除合計=課税標準額]
課税標準額(課税所得金額)は、1,000円未満を切り捨てます。

(3)税額控除前所得割額の算出[課税標準額×税率=税額控除前所得割額]
市民税、府民税それぞれの税率をかけて算出します。

(4)差引所得割額の算出[税額控除前所得割額-税額控除=差引所得割額]
差引所得割額は、100円未満を切り捨てます。

Table for calculation of tax amount. Columns: 給与等の収入金額(A) (Income), 給与所得 (Salary Income). Rows show various income brackets and their corresponding tax amounts.

●公的年金等に係る雑所得金額の求め方
受給者の年齢 その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A) 公的年金等に係る雑所得金額

Table for calculation of miscellaneous income from public pensions. Columns: 受給者の年齢 (Age), その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A) (Total Income), 公的年金等に係る雑所得金額 (Miscellaneous Income).

9. 所得控除額

雑損控除 (損失の金額-保険等により補てんされた額)-(総所得金額等×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のいずれか少ない方の金額
医療費控除 (支払った医療費-保険等により補てんされた額)-(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか少ない方の金額 限度額 200万円
医療費控除 (支払った特定一般用医薬品等購入費-保険等により補てんされた額)-12,000円(187円/1ヵ月)の上限 限度額 88,000円

社会保険料控除 健康保険や年金保険の掛金等の全額
小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済制度などに基づく掛金の全額

Table for social security contributions. Columns: 控除額 (Deduction Amount), 控除額 (Deduction Amount). Rows include 健康保険料 (Health Insurance Premium) and 国民年金保険料 (National Pension Premium).

障害者控除 障害者: 26万円、特別障害者(身体1級・2級、精神1級、療育A): 30万円、同居特別障害者: 83万円

勤労学生控除 大学、高校などの学生・生徒で、前年の合計所得金額が65万円以下かつ不労所得が10万円以下の人 26万円

寡婦控除 夫と別居又は離婚後経過しておらず、扶養親族等を有する人、又は夫と別居経過しておらず、前年の合計所得金額が50万円以下の人、26万円以上のうち、扶養親族である子を有し、前年の合計所得金額が50万円以下の人 30万円

寡夫控除 妻と別居又は離婚後経過しておらず、生計を一にする(前年の総所得金額等が38万円以下)を有し、前年の合計所得金額が50万円以下の人 26万円

(配偶者控除・配偶者特別控除)

Table for spouse and dependent deductions. Columns: あなたの合計所得金額 (Your Total Income), 配偶者控除 (Spouse Deduction), 配偶者特別控除 (Spouse Special Deduction), 扶養控除 (Support Deduction), 基礎控除 (Basic Deduction).

10. 均等割の税率

市民税: 3,500円 府民税: 1,500円

11. 所得割の税率

Table for income tax rates. Columns: 総合課税 (Comprehensive Taxation), 分離課税 (Separate Taxation). Rows include 一般 (General), 軽減 (Reduced), 優良住宅地等 (Excellent Residential Land), 居住用財産 (Residential Property), 山林・退職 (Forests/Retirement).

12. 調整控除額

●合計所得金額が200万円以下の場合
下記の①と②のいずれか少ない金額の3% (市民税)、2% (府民税)に相当する金額

●合計所得金額が200万円超の場合
下記の①から④の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の3% (市民税)、2% (府民税)に相当する金額

①下表(人的控除の差の金額)の控除の額欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

Table for adjustment deductions. Columns: 控除の種類 (Type of Deduction), 納税義務者の合計所得金額(万円) (Total Income), 金額(万円) (Amount), 控除の種類 (Type of Deduction), 金額(万円) (Amount).

②税額控除所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額

13. 配当所得に対する税額控除

Table for dividend tax credit. Columns: 課税所得金額 (Taxable Income), 1,000万円以下の部分 (Part up to 10 million yen), 1,000万円超の部分 (Part over 10 million yen).

14. 住宅借入金等特別税額控除

下記の①と②のいずれか少ない金額の3/5 (市民税)、2/5 (府民税)に相当する金額

①所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
②ア. 平成26年3月31日までに入居した場合
所得税の課税所得金額等(※)の5% (上限97,500円)
イ. 平成26年4月1日から平成29年12月31日までに入居した場合
所得税の課税所得金額等(※)の7% (上限136,500円)
※課税所得金額、課税山林所得金額、課税山林所得金額の合計額
※イについては、課税率8%又は10%が適用されている住宅借入が対象で、それ以外には該当しません。

15. 寄附金税額控除

前年中に次の①から④に掲げる寄附金を支出し、その合計額(上限: 総所得金額等の合計額の30%)が2万円を超える場合、①②はその超える金額の6% (市民税)、4% (府民税)、③④は6% (市民税)、④は4% (府民税)に相当する金額
①都道府県、市町村または特別区に対する寄附金
②大阪府共同基金または日本赤十字社大阪支部に対する寄附金で、結核大臣の承認を得たもの
③茨木市の条例で定めるものに対する寄附金
④大阪府の条例で定めるものに対する寄附金

また、①の寄附金が2万円を超える場合には、その超える金額に下表の区分に応じて得た額の市民税は3/5、府民税は2/5に相当する金額をさらに加算します。(上限: 所得割額の2割)

Table for donation tax credit. Columns: (A) 課税所得金額から人的控除の差の合計を控除した金額 (Total Income minus personal deductions), (B) 割合 (Ratio).

16. 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等の配当等及び特定口座の譲渡所得等の譲渡所得のうち、市民税が特別徴収(市民税3%、府民税2%)されているため申告は不要です。申告された場合は、税額と差引きし、引ききれないときは還付いたします。

スプロケット

スプロケット

スプロケット

スプロケット